

扶桑町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(平成17年11月25日訓令第36号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が作成する印刷物に掲載、又は公共施設等に掲示する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(掲載)

第2条 掲載できる広告は、町民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として掲載することが妥当でないと町長が認めるもの

(広告の掲載優先順位)

第3条 掲載する広告の種類及び掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等であるもの
- (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、町が指定した位置とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、印刷物の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第6条 町長は、広報紙等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、第3条第1号及び第2号に該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

3 広告掲載希望者が複数の掲載枠の利用を希望するときはこれを認めることができるものとする。

(広告の申込み)

第 7 条 広告の掲載を希望する者は、扶桑町有料広告掲載申込書(様式第 1 号) に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第 8 条 町長は、前条の申込書を受理したときは、第 2 条の規定に基づき掲載の可否を決定するに当たり、あらかじめ広告選定委員会に付議し、意見を聴くものとする。

2 同一広告掲載位置に、二つ以上の同順位の申込みのある場合は、抽選とする。

3 第 1 項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書 (様式第 2 号) 又は広告非掲載決定通知 (様式第 3 号) により通知するものとする。

4 広告掲載の決定通知を受けた申込者 (以下「広告主」という。) は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告選定委員会)

第 9 条 広告掲載の適否を判断するため、広告選定委員会 (以下「委員会」という。) をおき、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長とする。

3 委員は、総務部長、健康福祉部長、産業建設部長、教育次長、議会事務局長、政策調整課長及び主務課長とする。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

(庶務)

第 10 条 委員会の事務は、政策調整課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第 11 条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、複数年にまたぐものは、年度始めの指定する期日とし、ほかに町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第 1 2 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第 1 3 条 町長は、町の行政運営上支障があるとき又は町長が指定する期日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取消することができる。

(広告掲載料の還付)

第 1 4 条 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(委任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 1 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。